

マイナンバー条例の改正に伴う住基ネット利用事務の追加について

(1) マイナンバー条例改正理由及び施行日

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）及び情報提供ネットワークシステムを使用して、申請者の利便性向上及び資格要件の確認の迅速化・効率化を図ることを目的に、同事務を番号法における独自利用事務として追加するため、都のマイナンバー条例・規則の改正を行う。

施行日：令和7年3月1日

(2) 新たに本人確認情報を利用する事務について

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務

対象者数：2,964人程度（令和5年度実績）

(3) 同事務の概要

●事務の概要

被爆者の子で、健康診断受診票の交付を受けている人が、指定の障害を伴う病気にかかり6か月以上の医療を必要とするとき、本人の申請に基づき、各種健康保険が適用される医療費の自己負担額を都が助成する。

●現在の状況

現在、医療費助成の申請の際は、申請者に健康保険証の写しの添付を求め、受給要件を満たしているか審査している。

●新たに住基ネットを利用することについて

申請者が提出した個人番号に誤りがないか、住基ネットの本人確認情報と突合する。

利用開始予定日：令和7年6月以降

●個人番号利用の効果等

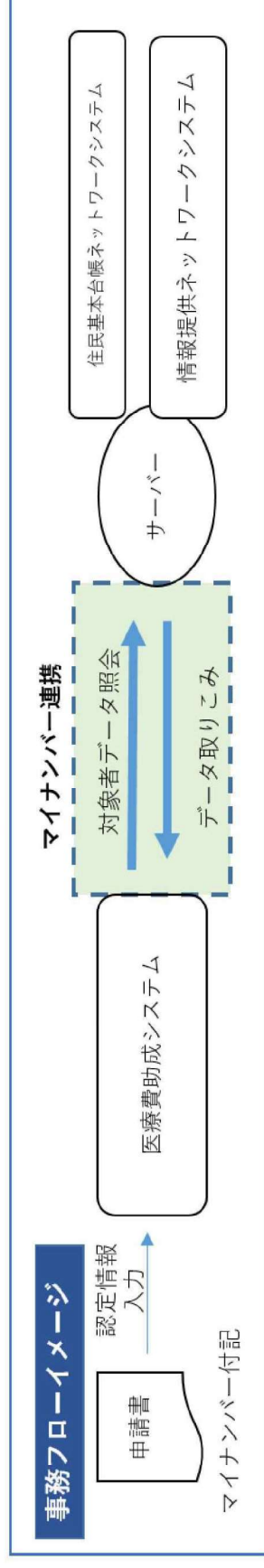
以下の理由から、行政事務の迅速化・効率化及び対象者の利便性向上が図られる。

- ・住基ネットの個人番号と突合することにより、正確な個人番号の確認が可能となる。
- ・個人番号により、保険情報の情報連携を開始することで、申請者は医療費助成の申請時に、健康保険証等の添付書類の提出が不要となる。
- ・マイナンバーを登録した都医療費助成システムをPMH（Public Medical Hub）と接続することにより、患者は医療機関受診の際、マイナンバーカードのみの提示で、医療券の提示が不要となる。

(参考) マイナンバー利用のメリット (1)

○医療費助成の認定申請に必要な添付書類の削減

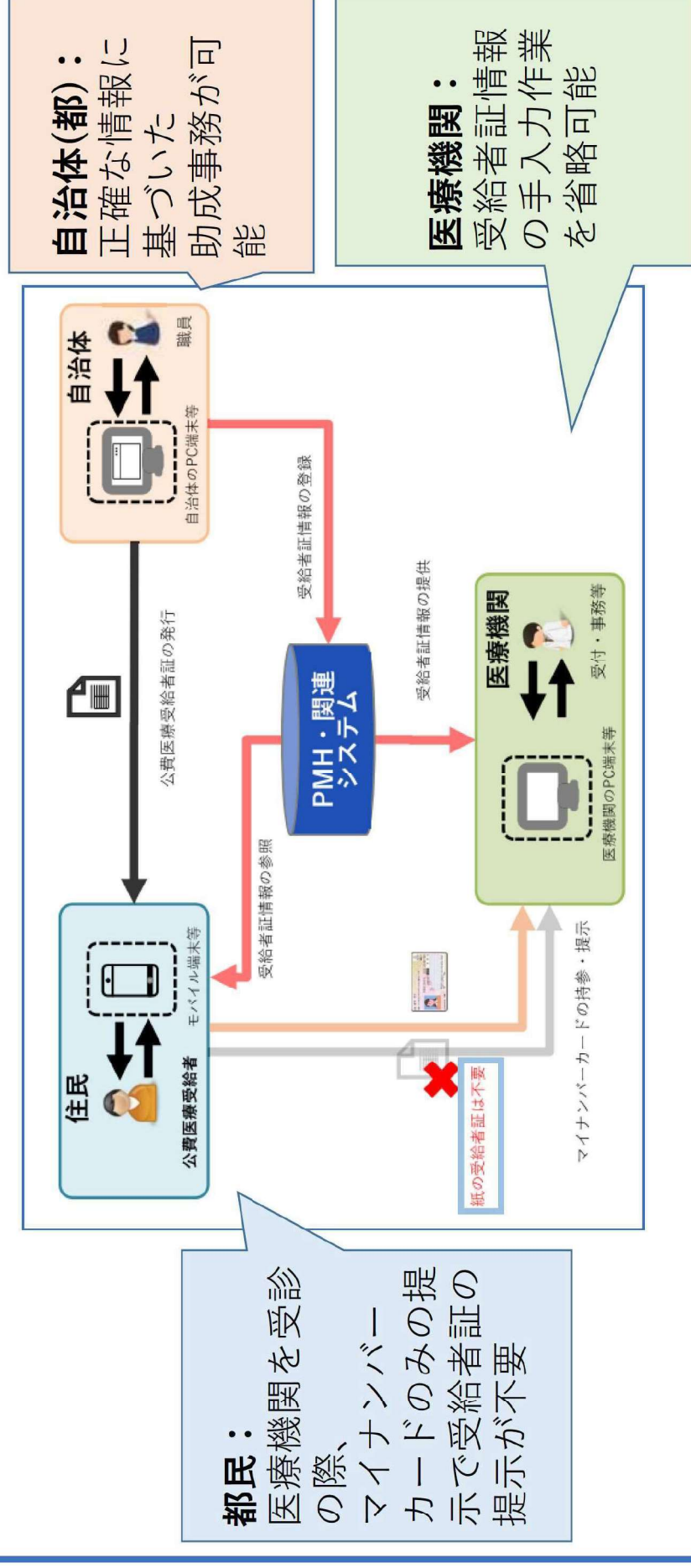
自治体(都)：保険証情報の手入力が不要となり、
正確な情報で審査可能



都民：健康保険証や資格確認証など
添付書類の提出が不要

(参考) マイナンバー利用のメリット (2)

OPMH接続により、医療機関受診時や助成対応の手間削減



※受給者証＝医療券